

厚岸町選挙管理委員会告示第24号

地方自治法第74条第5項及び同法第75条第5項に定める50分の1の数、同法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項及び同法第86条4項に定める3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項に定める6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年6月21日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 50分の1の数 | 169人 (168. ³⁰) |
| 2 | 3分の1の数 | 2,805人 (2,805. ⁰⁰) |
| 3 | 6分の1の数 | 1,403人 (1,402. ⁵⁰) |